平成２６年（フ）第８８１号
福岡市東区みどりが丘３丁目10番12号
破産者　有限会社エスティ企画
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０１号
東京都小平市小川東町１丁目21番15号
破産者　株式会社ソーマ酒販
1　決定年月日　平成26年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１０２号
東京都西東京市東伏見２丁目４番６号
破産者　有限会社東伏見酒販
1　決定年月日　平成26年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１０３号
東京都小平市栄町１丁目８番13号、破産手続開始決定時の住所東京都小平市小川東町１丁目21番15号
破産者　塩　　芳和
1　決定年月日　平成26年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１０４号
東京都小平市栄町１丁目８番13号、破産手続開始決定時の住所東京都小平市小川東町１丁目21番15号
破産者　塩　弥一郎
1　決定年月日　平成26年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１０５号
東京都小平市栄町１丁目８番13号、破産手続開始決定時の住所東京都小平市小川東町１丁目21番15号
破産者　塩　　春枝
1　決定年月日　平成26年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６１０号
東京都小平市小川東町１丁目21番16号
破産者　株式会社スプリングス
1　決定年月日　平成26年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５５号
東京都日野市平山４丁目20番地の１都営日野平山アパート１―504、破産手続開始決定時の住所東京都日野市旭が丘２丁目32番地の８旭が丘ハイツ213
破産者　本村　潤一
1　決定年月日　平成26年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２７３号
横浜市南区高根町３丁目17番地３岩根コーポ106号室
破産者　株式会社シティ・テック
1　決定年月日　平成26年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０７８号
横浜市鶴見区潮田町３丁目143番地の１
破産者　有限会社紫峰図書
1　決定年月日　平成26年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６９号
金沢市打木町東303番地15
破産者　有限会社ナカノ工業
1　決定年月日　平成26年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１３８号
長野県安曇野市豊科高家2287番地17
破産者　株式会社信州自然食品センター
1　決定年月日　平成26年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第２７号
長野県塩尻市大門八番町６番15号
破産者　有限会社さつき
1　決定年月日　平成26年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第３９号
静岡県下田市河内651番地
破産者　株式会社石切山製材所
1　決定年月日　平成26年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２６年（フ）第２５号
和歌山県田辺市上の山１丁目１番６号
破産者　龍神有限会社
1　決定年月日　平成26年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所田辺支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１７１号
茨城県水戸市白梅１丁目５番７号　福田ハイツＢ棟201号、旧住所茨城県水戸市けやき台１丁目81番地
破産者　宮川　栄美
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１２１号
群馬県太田市新田木崎町1729番地８、開始決定時の住所群馬県太田市新田木崎町1719番地
破産者　鹿山　孝一
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第４１１号
静岡県熱海市中央町19番14号　コルト山田ビル402、前住所静岡県熱海市桃山町17番11号芥川ビル302
破産者　草嶋　利昌
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第４４２号
静岡県田方郡函南町塚本140番地の31、開始決定時の住所静岡県田方郡函南町間宮894番地の７
破産者　本谷　　昇
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係